

《研究ノート》

ドル問題の一考察

—ハロッド『貨幣』⁽¹⁾によせて—

建 部 和 弘

はじめに

現在、ドル問題は非常に複雑な様相を呈している。それをこの場で簡潔に述べることはとても不可能なほどに多くの側面をもっている。これを順次詳細に検討することは今後の課題としなければならない。本ノートはその前段階の作業としてまず必要と考えられるドル問題それ自体について、これをどのように理解するか、何をもってドル問題となすか、ドル問題はどのような側面から照明をあてられるべきかといった点について、ハロッドの近著『貨幣』によって検討することを目的としている。

まず最初に、ドル問題に関するハロッドの議論が、I. 国際通貨基金協定上の問題——協定第4条について——、II. ドルの準備通貨性の程度の問題、III. 「ドル問題」に区別して紹介される。「貨幣」に関する体系的叙述を旨としてハロッドが本書を執筆していることから容易に推察しうるように、ハロッド自身がかかる表題のもとにドル問題に言及しているものではない。ドル問題への言及は、主に第3章、外国為替 (pp. 66~94)、第4章、金本位制の衰退 (旧型) (pp. 95~145)、第11章、国際制度 (pp. 268~318)、第14章、将来の政策原理：国際面 (pp. 339~345) において、断片的に、しかしかなりまとまったものとして与えられているに過ぎない。したがってまずかかるドル問題を私なりに上記の表題に区別して、整理、紹介し、それぞれいくらかの私なりの補足的言及 (解釈) をつけ加えることにしたのである。

次いで、上記の整理、紹介によって浮彫された「ドル問題」はどのように解され、位置づけられるかを、IV「ドル問題」の位置づけ、という表題のもとに若干の論評が行なわれる。そしてその論評に基づいて最後に簡単に、暫定的ではあるが、ハロッドの立場についての評価がつけ加えられる。

叙述は以上の順序で行なわれるわけであるが、あらかじめ一点だけ断わっておくべきこ

とがある。すなわち、IVの論評をはじめとしてはほぼ全体を通して、今日広く流布している、いわゆるドルに関するジレンマ論とそれにまつわる議論⁽²⁾について、紙数の関係および本稿の体裁上、直接詳細に引証することはなく、かかる議論が一応、すでに周知のものとして取扱われている点がそれである。この点については、いずれ後日、詳論する機会をもちたいと思う。なお前以って全体の要旨を示すべきであろうが、IVにおける議論をもってそれに代えることとした。

I 国際通貨基金協定上の問題

— 協定第4条について —

ハロッドは、国際通貨基金（IMF）協定に基づく制度を「修正金本位制」（modified gold standard）と規定し、その理由として、現行制度の下では本来の金本位制⁽³⁾（gold standard proper）の場合と同様、諸通貨間に固定為替相場が存在することを挙げている。そして両制度間の差異については、第1にマイナーな点として、「諸通貨の金価値と諸通貨間固定為替相場を維持する機構」が異なるとしている。すなわちこの機構は、金本位の下では、いわゆる金現送費に基づく裁定取引で限界を画される金輸出入点によって成立しているのに対して、現行制度の下では、公的機関による外国為替市場における公定上下限界点での通貨支持操作によって成立しているのである。第2の主要な差異はIMF協定における「アジャスタブル・ベッグ」の存在である。すなわち、次のように述べられる。

〔金本位制のように〕背後にこめられた意味において金価値がつねに維持される制度と〔IMF制度のように〕背後にこめられた意味において金価値がある状況のもとで（すなわち「基礎的不均衡」の場合に）変更されるかもしれない制度とでは非常に大きな差異がある。（P.70）

以上のような現行制度に関する基本的規定をまず確認した上で、以下本章では、1.固定為替相場の意味、2.特別の地位にたつドル、に分けて考察を進めることにしよう。

1. 固定為替相場の意味

〔現行制度の下では〕、外国為替相場を狭い限界内に固定し続けるための機構に関して多数の国で個人の金保有は許されていないので、裁定業者による金の調整的支払はもはや行なわれていない。したがって金現送点はもはや機能していない。しかし外国為替相場は、なおも外国為替市場において一定の限界内で変動することができる。この限界点は金

現送費で左右されるいわば自然的なものではなく、IMF協定で固定された人為的なものである。(P.70)

IMF協定第4条第4節では、「各加盟国は、この協定に合致する適当な方法によって、自国の領域内では自国通貨と他の加盟国の通貨との間の為替取引が本条第3節(すなわち限度に関する協定事項)⁽⁴⁾に基づいて定められる限度内においてのみ行なわれるようにすることを約束する」と定められている。これは中心的な約束である。では「適当な方法」とは何か。政府は国内のどの家々においても、人々がひそかに限度外で通貨を交換することのないよう保証するための警備員を用意することはできない。〔だが〕当局はかかる取引を防止する非常に簡単な方法をもっている。当局は自国の領域内のある市場で自国通貨が最下限に達したときには自国通貨を支持し、自国通貨が最上限に達したときにはIMF加盟国の外国通貨を支持する用意がなければならない。このことは、その領域内では限度外のいかなる為替取引も自動的に防止する。すなわち市場で最上限レート、2.42ドルで1ポンド・スターリングを得られることが絶対確実であれば、1ポンドに対してだれも2.42ドル以上払おうとはしないし、また市場で1ポンドに対して少なくとも2.38ドルを常に得られるならば、だれも1ポンドに対して2.38ドル以下で受取ろうとはしないのである。当局は市場への介入を通貨が限度の上限にあるときに限って行なうのではない。当局はしばしば自国通貨が最下限を上回っているときに自国通貨を支持したり、また自国通貨が最上限を下回っているときに外国通貨を買い支えたりする。しかしながら限度にある場合を除いてかかる介入は望ましくないというひとつもないとは限らない。(pp.70~71)

固定為替相場の意味についてはこれで十分であろう。

2. 特別の地位にたつドル

はじめに固定相場の意味から当然生じてくる介入通貨の問題について、次いでIMF規定にある金の自由売買を行なう加盟国の問題点について、ハロッドの議論によって示しておこう。

(1) 媒介通貨としてのドル

いかなる外国為替市場においても、交換される多数の外国通貨があるであろう。当局はそのすべてを操作することができるであろう。〔しかし〕たいいていの国ではこの操作のためにとくに用いられる通貨はドルなのである。もしも各国当局が自国の通貨で表示されたドル為替レートを限度内に維持するならば、その場合裁定業者をあてにしてドル以外の諸通貨間のクロス・レートが相互にコンシステントとなることを確かなものとするのがで

きる。各国当局によるドルの広範な使用は、ドルをかなり特別の地位におき、当局をして他の諸通貨よりもより多くのドルをその準備に保有せしめる。この用途のためにドルは「媒介通貨」(a currency of intermediation)と呼ばれてきた(P. 71)

固定レートを維持するために、当局は市場における未相殺部分を相殺するための外貨売買形態での介入操作を行なうのである。かかる外貨にはドルが選ばれている。当局はこの操作に必要な一定のドル準備を保有していなければならない。しかしそれはいわば限界的な部分であって、為替銀行等が為替取引において保有している活動残高に類比することができよう。その意味でドルは「媒介通貨」なのであって、この用途をもってドルを「準備通貨」と考えるのはゆきすぎであろう。「準備通貨」としてのドルの問題あるいはドルの準備通貨性の問題についてはIIで扱うことにする。

(2) 金の自由売買を行なう加盟国の問題点

ドルはまた別の仕方でも特別の地位にある。既に引用した第4条第4節では続けて次の一文がある。すなわち「加盟国の通貨当局が国際取引の決済のために、本条第2節⁽⁵⁾に基づいて基金の定める限度内において事実上自由に金を売買しているときは、その加盟国はこの約束を履行しているものとみなす。」と。アメリカ当局は他の中央銀行に対して公平平価で金を自由に売買しているが、このことは本節の資格を備えるものとみなされるのである。この方式でのアメリカ当局の売買意思は法令(an act of Congress)によって命じられている。ごく最近まで、アメリカ当局はニューヨークの外国為替市場に全く介入しなかった。したがってこのことからIMF設立以前の議論においてアメリカ当局は、通貨の平価を維持するために定められる方法がかれらにふさわしくないことを主張したのである。基金の資格を具備すべき代替的な方法が協定条文に挿入されたのはこのためであった。この代替策の背後にある思想は明らかに、もしも一国が他の中央銀行に対して金を自由に売買することを約束するならば、これは、その国自身の外国為替市場への介入の代りとして役立つであろうということである。この思想が正しいということは決して確かなものではないのである。(pp. 71~72)

連邦準備制度がニューヨーク外国為替市場で操作をはじめる以前に、ドルがその市場で定められた限度内にあることの真の理由は、決してこのことにはなかった。それは、もしもドルの外国為替相場が他のすべての国の当局によって限度内に保持されるならば、その相場は、ニューヨークでは裁定取引によって限度内に保たれるであろうということであっ

た。もしもすべての国ないし多数の国が第4節の第2の文章を利用して、自国の外国為替市場への介入をさしひかえたならば、種々の外国為替相場は事実上定められた限度内に保持されるであろうかどうか、この点は明らかではない。このことは、IMF協定条文の草案者に現実への把握力が欠けていた多数の例のうちのひとつである。(p. 72)

上に触れた法令はアメリカをある意味では、他国に基づいていないところの金本位制に基づかせたと論ぜられている。他の国々はいわゆる「金為替本位制」を採用したとまでいうひとさえいる。〔しかし〕私はこの用語法は後述のように、⁽⁶⁾特定の諸問題を混乱させるものだと考える。そしてアメリカは完全な金本位制に基づく唯一の国であるという立論は、ただ形式的な点のみで実質的な点ではないということを示唆しておきたい。あらゆる通貨問題において考慮に値するのは、現実には起こっている事態であって形式ではない。(pp. 72~73)

アメリカは唯一の金本位国である(1968年3月以前はそうだった)という立論は、ときに威信の要点とされる。だれもアメリカ人の威信をそねむものはいないだろう。しかしもしも他の主要諸国が事実上アメリカと全く同じ金本位制に基づいているならば、この威信の要点は思想を混乱させるかもしれない。イギリスは〔アメリカの〕法令(the Act of Congress)と同じ法令(an Act of Parliament)をもつべきだと論じることができる。〔そうすると〕イギリスはその地位において〔アメリカと〕何ら差異がないだろう。イギリスでもまた(そして他の諸国でも)IMFへの加盟に法令を要するのだから、議会の承認が行なわれることが注意されなければならない。自国の通貨を保有する他の中央銀行に対して金を提供する義務は第8条第4節に定められている——ただし、その国が直接スワップに供すべき等価の相手国通貨を保有していないものとすればのことだが。(P. 73)

第4条第4節は旧型の金交換性にとって代わって、IMF加盟国間において、許されたマージンの範囲内で固定為替相場を維持することを示している。種々の通貨の金とのリンクは、1968年3月まで金地金市場において維持されたのである。(P. 73)

以上、ドルの地位に関してきわめて重要な論点と目されるので詳細に紹介した。この問題は従来わが国でも議論の焦点のひとつであったことを指摘しておこう。さてかかるハロッドの議論から示唆されると思われる問題点を以下述べておくことにしよう。

① 特別の地位としてのドルの評価について。特別の地位としてのドルの意味は上述引用文でつくされている。すなわち「媒介通貨」としてドルが各国で広く利用されること

と、協定条文中に規定された金を自由に売買する加盟国として形式上ひとりアメリカのみが位置していることが、ドルをして他の諸国通貨よりも特別の地位にたたせている理由である。ではドルはいったいどの程度まで特別の地位にあるのか。あるいはその実質的な意味は何であるのか。この点で、上述のハロッドの議論は何を示唆しているだろうか。この場合、後述するようにドルの準備通貨性の程度について厳密な限定を付していることに留意するならば、それとの関連においても、特別の地位への強い疑問符は見やすいところであろう。

だが、念のため、ここでの議論に限ってみた場合の解釈をごく簡単に以下に示しておこう。ハロッドは、一方でIMF協定の規定をもってはっきりとドルの「特別の地位」をいっているが、しかし他方そこで展開された議論はむしろその否定的論証という色あいが引用するまでもなく、濃厚である。これは容易に看取されうであろう。すなわち、やや極端かもしれないがドルの「特別の地位」は、他国の通貨も容易にその地位につきうという意味で、全く形式的なものにすぎず、実質的には無内容なものであるというのがその主旨だといえるであろう。もっとも、ハロッドのここでの議論の焦点は、「特別の地位」としてのドルへの疑問にあるというよりは、むしろ、その議論を媒介としてIMF本来の目的である固定為替相場の維持規定上のある種の思想的混乱をつくことに置かれていたことは留意しておいてよいであろう。かかる留意をなした上で、私はここでは、かかる「特別の地位」としてのドルへの疑問はまた、いまひとつの側面に結びつくのではないかと考える。ハロッドはそのことにはふれていないが、この点を以下に示しておこう。

② 「特別の地位」の評価とアメリカの国際収支調整問題との関係。上述の議論においては、ドルは実質的に「特別の地位」にたつものではないことが指摘された。このことはアメリカの国際収支の調整問題上どのような意味をもつであろうか。つまりドルは「媒介通貨」としての機能によってそのマージナルな部分が各国中央銀行によって「準備」として保有される以上に、「準備」として保有されるといった形で、アメリカは国際収支上の赤字調整負担においても何らかの実質的な意味で「特別の地位」にたちうるのだろうかという疑問である。（現実の多額の「準備」としてのドルの保有＝ヨーロッパのドル蓄積の問題についてはここでは除外しておく。つまり上述のハロッドの基礎的把握の延長線上で解釈を行なおうとしていることを断わっておかなければならない。IV参照。）上述の議論の線上でこれを述べるならば、この場合、アメリカにとっての赤字調整負担はいくらかは

——マージナルな部分の増加額だけ——軽減されるにしても、この程度の軽減ならば、ドルほどではなくとも「媒介通貨」として利用される主要諸国通貨についても同様に論じるのであって、したがってアメリカと主要通貨国との間には調整負担に関して実質的な差異はありえないということになるであろう。つまりアメリカは、赤字を保有準備と対外借入能力以上には金融しえない。したがって能力以上の赤字については他の諸国と同様の調整負担を負わざるをえないことになるであろう。すなわちこの意味からはアメリカは、調整負担においても、はたして「特別の地位」にたちうるのだろうかという重大な疑問が生ずるのであって、この点をはっきりと確認しておかなければならない。次の準備通貨性の程度に関する議論がこのことをいっそう明確にするであろう。

II ドルの準備通貨性の程度の問題

ドルの準備通貨性の程度をみる前に、まずポンドについてそれを見ておこう。

ポンドに関して「準備通貨」としてその使用をいう場合、ある思想上の混乱がみられる。すなわちポンドが「準備通貨」といえるのは、スターリング地域中央銀行が歴史的にそのスタートから、準備の主要部分をポンドで保有している部分のみであるの⁽⁸⁾に対して、一般にしばしばみられる使用法として、スターリング域外の中央銀行保有分ばかりかイギリス以外の商業銀行や貿易会社の保有分(はるかに大きな額)まで含めて準備通貨とよばれるのである。これは誤まった使用法である。後者は取引通貨 (a medium for invoicing trade) としてのポンドというべきである。取引通貨の適性は、何度も切下げが行なわれないこと、公的制限のないこと、通貨の長期的信頼性と安定性があることである。ポンドに関していえば、ポンド表示で多くの国際投資や国際金融がなされる理由はその便利性と安全性のゆえである。(pp. 137~138.) (要約)

ではドルについてはどうであろうか。

ドルの場合、スターリング地域中央銀行によるポンド「準備」に相当するものはない。この点ではポンドと異なるが、商業銀行等によるドル保有はその便利性的ためであって、これはポンドと同じである。(P. 139) (要約)

ここで問題となるのは中央銀行保有ドルの準備通貨性の程度である。

中央銀行によるドル保有額——これは疑いもなく大きい——がスターリング地域中央銀行の保有するポンドの一部が「準備通貨」とよばれるという意味において、準備通貨とし

でのドルを構成するといえるのはどの程度までかという疑問がいぜんとして残るのである。(P.139)

① 開発途上国の保有ドル。これらの国では準備として金よりもドルが好まれる傾向がある。その理由は、ドルを保有することによって利子がえられるからである。さらに既述の理由＝便利性もある。その他圧倒的な対米貿易の比重がある。ここでは保有すべき基礎的必要性と動機が決定的である。(pp.139～140) (要約)

② その他の国の保有ドル。第1に相当量のドルが保有されるのは、既述の「媒介」通貨としての役割のためである。すなわちIMF加盟国は固定為替レートの維持のためにもはや金の延棒を外国為替市場への介入用として要求あり次第引渡すことをしないのであって、為替レートの維持には通貨間のふだんの売買によらざるをえないのである。レートの維持には多数の通貨の売買操作によるよりも、一つの外国通貨だけの売買操作による方が簡単であろう。この目的のために、ドルは一般に、最重要世界通貨として選ばれたのである。随時必要となるかかる介入をこれによって効果的ならしめるために、ドルを準備として保有することは便利なことである。この動機は、中央銀行をして準備の主要な部分をドルで保有せしめるものとはいくぶん異なっているのである。(P.140) (一部要約)

以上の議論は先の「特別の地位」としてのドル問題の議論との関連で、そしてその議論の線上においてきわめて重要な意味をもつもののように思われる。なお次章第2節で述べられているように、いわゆるドル不足期(1958年まで)の初期において、多数の先進国は言葉の完全かつ適切な意味において、ドルを自国の「準備」の主要な手段としてではなく「準備」の重要な補足的手段として使用することを考えはじめていたかのように思われるとして、ドルが「準備」の重要な補足的手段になって蓄積されていった理由を追求し、その説明の不可能さをあげて、この点が解明されるならば、その後の問題解決への針路が示されるだろうことをハロッドは述べている。この問題は非常に厄介なところである。私のこの点に対する理解はのちの議論からおのずから明らかになるであろう。ここではこの問題を回避して、あくまでもはじめにみた「特別の地位」としてのドルの問題との関連で、「準備通貨」としてのドルを、したがってその意味では基礎的に位置づけられると思われるドルをよみとっておきたい。

それでは「準備通貨」としてのドルは基礎的にどのような位置にあるのか。それはここに紹介したハロッドの議論につきているであろう。それを私なりの理解で示せばおよそ次

のようなものになる。

ドルの準備通貨性の程度に関して、まず第1にアメリカ以外の商業銀行や貿易会社の保有するドルは取引通貨であって、「準備通貨」とは言いえないことに注意しなければならない。第2にアメリカ以外の中央銀行によって保有されるドルについても、ポンドに見られるような、ポンドを「準備」として保有するという保有者自身の明確な動機——強制ではない——の観点から厳密に解するとすれば、その準備通貨性の程度は疑わしい。しかし第3に厳密にはそうだが、現実に関各国中央銀行において大量のドル保有がなされている以上、なおもいぜんとしてかかる部分について、どの程度までドルの準備通貨性がいえるかという疑問が残る。そしてその観点からこれを分析するならば、準備の主要部分をドルで保有する開発途上国のドルがいわばポンド「準備」と同様の地位にある——これはドルを「準備」として保有する基礎的必要性と動機（もしあるとして）によって説明しうる——が、その他の国の中央銀行の保有するドルは、「媒介」通貨の延長線上にある「準備」通貨であって、開発途上国の場合と異なる。つまり「準備通貨」といえるような普遍的な根拠がみあたらないのである。

かくしてドルは部分的にしか「準備通貨」といえず、その意味においてひとりドルのみが一段高い特別の地位にたつものとは決していえないであろう。この点の確認もまた非常に重要な意味をもつように思われる。つまりそれはやはり既述した国際収支赤字の調整負担の程度にかかわるのである。ハロッドはここでもやはりこの点との関係にはふれていないのである。（上述引用文に続いてなされる論述の展開は微妙をきわめ、現実の出来事へ相当ひきずられているかの感がある。これは基礎的の把握の実質的修正につながるのだろうか。この検討は本稿の範囲外におかれている。）念のためドルの準備通貨性の程度への疑問の観点から今一度これを簡単にみておこう。

ドルが部分的にしか「準備通貨」でないとする上述の解釈から生じる問題は何だろうか。世界の主要国においてドルの準備通貨性が成り立たないならば、アメリカの赤字がたとえ「準備通貨」としてドルを保有する明確な強い動機をもつ国によってその全額を一時的にまかなわれるにしても、その主要部分が開発途上国の対ヨーロッパ取引における赤字の金融に使用される限り、その赤字はアメリカの金準備の実質的な減少をもたらすであろう。アメリカは当然、国際収支赤字の調整負担を負わざるをえなくなろう。そうでなければ現実の事態としてはその対外短期ポジションの悪化によってドルの信認を問われ、強い

金交換圧力に基づく、かかる調整負担に対する外的衝撃が加わるであろうからだ。あるいは、前章でみたように若干の諸国によるドル支持の拒否がドル相場を市場で下落させるであろうからだ。（この議論は、いわゆるジレンマ論で展開されたジレンマの一面によく似ている。しかしそれとの決定的な差異は「準備通貨」に関する把握、理解の仕方である。この点は最後により詳細に論及したい。）

かかる観点から、かかる現実の事態としての問題を生ぜしめる背後の基礎的把握において、ドルの準備通貨性の限界、いいかえるとドルが「準備通貨」といいうる根拠としては部分的なものに限られていること（つまり、とくに開発途上国でドルを「準備」として保有するという確固たる必要性と動機があること）が明確にされていなければならないのである。

III 「ドル問題」

金本位制とアジャスタブル・ペッグ制との差異についてはすでに述べた。本章ではまず現行制度の下での準備必要性和その供給問題について（この場合続いてアジャスタブル・ペッグのいまひとつの意味、すなわちアジャスタブルの問題にもふれるべきであるかもしれないが、ここでは叙述が拡散し繁雑になるように思われるので、省略する。）、次いでドルの準備通貨性の程度に関する現実の把握についてハロッドの論述をみることにしたい。

1. アジャスタブル・ペッグ下の膨大な準備必要性和準備供給問題

ハロッドは、信認の欠如の下における短期資本移動が準備におよぼす影響をリーズ・アンド・ラグス（カヴァーリング）、ヘッジング、スペキュレーションに分けて詳細に検討したのち、次のように述べている。⁽⁹⁾

上述の一切のことから次のことが明らかになる。すなわち短期資本移動に関して中央銀行は、信認の欠如が現われ出る時機には、IMF協定条文で一定の事情のもとに平価切下げを許容する規定がなかった場合に必要となるであろうよりもより大きな準備を、それに対処するために必要とするであろう、ということである。もしこの切下げが全く非合法であったならば、当該国は切下げを避けるために多大の努力を行なうだろうといってもよいであろう。IMFの条項は切下げを「尊重」させることによって、しばしばかかる規定がない場合以上に、一國が切下げにうったえる傾向を強めているように思われる。（P. 86）

このことの一の帰結はこうである。すなわち切下げ条項の存在を所与とすると、中央

銀行は、短期資本移動に対処するために、切下げ条項がない場合に必要であるよりも、より以上に大きな準備を保有しなければならない、ということである。(P. 85)

〔そして当局が保有しなければならない準備の大きさに関していえば、他の諸制度に対比して、〕固定相場制が（IMF制度下と同様の）「アジャスタブル・ペッグ」と結びつく場合には、それは最大である。それは一國が国際収支で赤字になるとみられるとき、つむじ曲りの巨額の移動が起こり易くなるためである。(P. 90)

私は信認の欠如による収支不均衡の激化、赤字の増大を否定するものではないが、しかしかかる事態をも考慮に入れた膨大な準備の必要性の強調はやや誇張しすぎではないかと思う。この問題は国際収支のバランスの把握の問題および現行制度の問題と深くかかわっており、それらのもつ問題点が十分に明らかにされなければ論じえないものと考えられるので、ここでは若干の疑問をもつという指摘のみに止めておく。

それはともかく、かかる膨大な準備の必要性に対して準備の供給面はどうであろうか。それは準備の不足の程度によって示されることができよう。これを次に要約的に示しておこう。

国際決済に用いられる準備の不足はますます深刻になり、現在最低水準にまで落ちている。これは現状を最も深刻化させている原因であり、このために、不均衡調整のために失業（デフレ）や貿易制限といった政策が強制されてきた。これを回避させるものとしてIMFクォータがあり、準備を補足する手段の役割をもっているが、しかしそれはIMF設立当初に意図したものと異なった事態を生ぜしめた。すなわちクォータは準備の役を果たさず、またこれを含めても準備は悪化し、戦前の半分にすぎなくなっているのである。(pp. 340～341) (要約)

1963年までに世界の準備は、1937/38年の世界輸入額の101.7%から1963年には45.3%に低下した。これに基金の条件付引出権を加えたとしてもなお54.2%にしか過ぎない。準備はさらに非常に大きな下落を示し、34.6%（そして〔後者では〕42%）になった。この下落の主要な原因は金の商品価値の減少であった。そのドル価格は、他のほとんどすべての〔商品の〕ドル価格が2倍以上になっているのに、1934年以来増加していないのである。(P. 280)

なおここでIMF引出権の条件性の問題にも言及されている。

ケインズはこれを無条件と考えた。引出権は銀行でのオーバー・ドラフトの便宜には

なく、銀行での預金保有に類似している。そして基金の条文では「購買」といわれ、「借入れ」とはどこにもいわれていない。つまり預金と見なされていたのである。ところが初期から引出しのことを「借入れ」といわれている。これは基金の条文の精神に対する重大な侵害である。(pp. 276~277.) (要約)

そしていかなる事態が生じたか。節をあらためてこれをみておこう。

2. ドル供給と「ドル問題」

準備の不足はかくして決定的に深刻化した。ここで何が生じたのだろうか。以下かなり長くなるがハロッドの叙述を丹念に追ってみよう。

準備および決済の重要な手段としてのドルの出現がなかったならば、事態はもっと悪化したであろう。〔だが〕このことは、それ自体としては有用ではあったが、準備不足にまつわる諸問題の考察にいくらか紛らわしい事態をもたらしたのである。対外保有ドル残高の増大はアメリカの持続的赤字の反映であった。初期にはこの赤字は歓迎された。その正確な理由は以前アメリカに非常に集中していた世界準備の広範な分散をもたらすからであった。これは、一部は金自体の広範な分散によって構成された。しかし赤字はまた一部は、他の諸国が金に代わってドルを保有する意思によっても金融された。(P. 340)

〔こうして〕アメリカの赤字は世界通貨上の事態〔準備不足〕を緩和するのに非常に有用な要素であった。しかしアメリカの赤字がいつそう深刻になり(1958)、それが持続してからのちは、アメリカの赤字に対する多数の国の態度は変化したのである。(P. 340)

この間の変化の事情をハロッドは詳細に次のように説明している。

アメリカが一連の巨額の赤字に陥りはじめた1958年またはその後まもない時期に、機能している諸要素の変化が生じた。それを2期に分けてとりあげよう。

① [1958年までの時期。] 初期においては、多数の先進国は、言葉の完全かつ適切な意味において、ドルを自国の「準備」の主要な手段としてではなく、「準備」の重要な補足的な手段として使用することを考えはじめていたかのように思われる。なぜそうなったのか。これらの国はドルを保有すべき義務下にはなかった。獲得しうる利子——しかしながらこれは最近の標準では弱いものだ——に魅かれたのか。ヨーロッパの公的保有は1950年の23.8億ドルから1957年の62.9億ドルに増加した。マーシャル援助が関係諸国の当局をして自国の準備の若干部分を寛大な寄贈者の通貨で保有しようとする傾向を促進させる要素であったのかもしれない。マーシャル援助の一部がとくにF P U [ヨーロッパ支払同盟]

をして、その継続期間中その義務を遂行しうることを目的として配分されたことは注意したところである。このことがいっそう人々をしてドルを正規の準備手段として考えさせる傾向をもたらしたのであろう。それは「まさに偶然起こるところの物事のひとつ」だといって満足しなければならないものかもしれない。私はこの現象の完全に合理的な説明を与える体系的研究を知らないのである。

② 〔大幅赤字開始以後（1958～1963）。〕アメリカの巨額の赤字が生じはじめて（1958）からのちのある時期には、追加的ドル保有は、アメリカがその困難をきりぬけようように援助するという明白な目的をもって考えられた、この点は疑いがない。アメリカの当局者は「紳士協定」にふれることを拒んでいる。しかしかかる協定を明らかにすることは困難である。すなわちこの協定は特定の約束、さらに口頭での約束さえも含意しないのである。紳士協定のような異常な何かが1960年に起こった。いくつかの審議が行なわれた。多数の国がたんにアメリカに恩恵を施すためにのみ故意に自国のドル保有額を増したことは疑いがない。1963年までにヨーロッパの保有額は97.1億ドルにまで達したのである。不幸にしてIMF（国際金融統計）によって与えられている上の数値は非公的銀行の保有額を含んでいる。しかし公的保有額のみでみたトレンドも同じであろう。IMFはまた非公的銀行の保有額から一掃された1963年（しかしそれ以前の年の分はない）のヨーロッパの数字を与えている。この額は1963年に78.7億ドルに、すなわち1950年のヨーロッパの公的保有額および非公的銀行保有額の合計額の3倍以上に達した。

しかし第3の局面もまたある。すなわち：

③ 〔将来のドル切下げ懸念のもつ2重の効果。〕1965年頃またはおそらくはそれ以前までのかなり大幅なアメリカの赤字の継続のために、視野の範囲のなかにドルは切下げなければならないこともあるかもしれないかどうかについての疑問符が登場した。これは2重の効果をもった。単純な効果(1)は、関係諸国はアメリカに「恩恵を施す」ためになおも進んでより多くのドルを蓄積すべきかどうかの疑いであった。アメリカはその頃までに赤字を終わらせるために適切な調整手段——これがどのようなものであれ——をとるのに十分な時間がなかったのか。欲せざるドルの保有によってアメリカに「恩恵を施す」という考えは、保有者の気持においては完全に時間が無制限だというものではなかった。もっとも、問題の当初においては恐らくはいかなる特定のタイム・リミットも意識的に定められなかったのではあるが。かかる問題において思考はただあいまいなものにすぎないのかも

しれない。しかし〔この〕あいまいさは何もないということと同じではないし、またそれは思考が実際の行動に移す力 (operative force) を欠くということを (必然的に) 伴うものではない。

もっと厄介な効果(2)は、この困惑——すなわち「アメリカは、われわれの紳士協定が永久に続くものと思ってはならないことを理解しなければならない」ということ——が関係諸国の気持の表面に自国の大きな規模のドル保有額に関するより一般的な疑問をもたらしたことだった。この規模はすでに1957年以前、すなわちアメリカに対して「恩恵を施す」ことに関する何らかの疑問が生じる以前に巨額になっていた。この年以前には、理論的にみて、ノーマルな準備手段としてドルを保有することはよいことかどうかの疑問に関する明示的な厳密な研究はほとんどなかった。アメリカの赤字の長期持続——これはそれ自体としては恐らく世界経済にとって何らの害も与えなかったのである——は、大陸ヨーロッパ諸国の一部に、アメリカに「恩恵を施す」ために自国のドル残高をなおもいっそう増加させるという考えに対する嫌悪の情に導いたばかりでなく、また1957年 (または1960年) 以来のアメリカに「恩恵を施す」ためのドルの過大な保有額がどれくらい今後も続くのかについての考慮に導いたばかりでない。より重要なことだが、それはまたいわゆる「準備通貨」としてのドルの使用に関する一般的疑問にも導いたのである。かかる疑問は1960年以前には提出されなかったか、もしくは重要な仕方では提出されなかったように思われる。その頃までは、理論的分析なしに成長してきたところのまさにひとつの習慣だったものがのちには、原理に関する一般的な疑問に高められたのである。国際通貨制度の適切な機能に関する見解を述べている人々のうちの若干名——しかし決してすべてではない——および実際にこの制度を機能させなければならない人々のなかのより少ないが、しかし無視しえない少数名はこの一般的疑問を提出したのである——すなわち、世界通貨制度における不可欠の構成要素としての「準備通貨」の使用はよいことであるか、と。若干の人たちはこの使用を世界通貨準備の増加率に「偶然的な」 (haphazard) 要素を導入するものだと批判したのである。けだし、この増加率はいわゆる準備通貨国の国際収支の偶然的変化に依存するからである。(pp. 141~143)

以上の議論にさらに続けてハロッドは次のように締めくくっていく。

もしも大幅なアメリカの赤字が1957年以後2、3年以上続いていなかったならば、この広範な一般的疑問は恐らくは決して提出されなかったであろう。実際には2重のモラルが

生じている。狭量な観点からすれば、アメリカは、シーザーの妻は非のうちどころのないようにしていなければならぬことを知る時、まさに世界経済における自国の重要性のゆえに、非常に敏速に自国の赤字を是正すべく待ち構えているべきであった。より広い観点——多くのアメリカ人は恐らくこれを採用したろう——からすれば、たとえ黙示的にすぎないとしても、アメリカの持続的赤字は世界に何ら実質的な害を与えなかった——むしろよかった——のである、というのは、アメリカは世界がリセッションや停滞に陥るのを防止するのに貢献し、そして——全く異なった点だが——アメリカは金が不十分な貢献をしているときに世界の総準備の増加をドルの形態で供給したからである。(P. 143)

不幸なことに、現実の諸力はより狭量な観点をとる方向に傾いている。その結果、公的ドル保有額のいっそうの増加についてばかりか——ヨーロッパの公的保有額は1963年以来減少した——、1957年のドル保有額の水準に関して、そして「準備通貨」としての特定国通貨の使用に関しても疑問符が生じている。(pp. 143~144)

「準備通貨」としてのドルの使用に対する疑問とともにそれに対する批判が強まったが、この批判の内容に関するハロッドの議論をここで示しておこう。

① ある方面では、国際金融においてドルが支配的地位になるに至ったところのものに対するひとつの偏見とも呼ばれるものが生じた。あるものはそれを一種の新帝国主義とみなした。もしも世界中の人々が自分の取引をアメリカ通貨によってますます多くなるようになっていけば、このことは、どんなにそれが間違っているとしても、アメリカが世界中を、もちろん共産国は別として、牛耳ることを意味するよう思われた。日常取引におけるドルの使用は、ある人々には大きな程度の依存状態を伴うよう思われた。それは人々の生活にもっとなじみ深く入りこむのである。そしてもしもドルが誤まって管理されるようになったら、何が起ころうか。その歴史は全く変化に富まないというのではなかったのである。

② より重要なのは次の考えであった。すなわちその本質的な機能において他の諸国がアメリカに対して年々、アメリカにとってほとんど印刷費のかからない数片の紙幣と交換に、実物財貨やサービスを提供することを伴うところの制度には何か間違ったものがあるように思われたのである。紙券の発行は100%の製造権益を与える。そしてこの利益は中世において貴族が得たよりもはるかに大きいのである。(pp. 340~341)

かくしてかかるドル問題のゆきつくところはということになるか。上文に続けて以下

のように述べられている。

当然のことながらアメリカ人自身は、少なくともその中でも責任ある多くの人々は、アメリカの対外赤字はかなり早期に終わらせるべきであると確信するようになった。そして当局者はそれを確実にするために最善をつくすと誓約するようになったのである。しかしその場合 国際通貨制度に何が起ころうか。その主要な補充の源泉は涸渇するであろう。(P. 341)

このジレンマは国際通貨制度改革問題の論議に大きな影響をおよぼした。ハロッドはこの点を第11章、国際制度のところで簡潔に示している。要約しておくならば、それは(1963年の時点での) 将来の問題——「準備通貨」としてのドルの使用の停止に伴う流動性不足への対処の問題——と現在の問題——非アメリカ人の側でのアメリカの持続的赤字およびアメリカによるそのポジションの「調整」の失敗に対する嫌悪が世界準備の望ましい水準の必要性に関する判断と紛らわしくなった 問題——(P. 282) に対する評価の相違をもたらした、ということである。

以上がドル問題に関するハロッドの議論の内容である。みられた通りそれは、一般にかなり広く承認されたと思われる現実的接近からの理論化——いわゆるジレンマ論——へのコースを巧みに描き出している。ハロッドはその論評を与えていない。肯定もしていないし、否定もしていない。準備不足問題のなかにドルが出現したということから生じた若干紛らわしい事態に続いて、「準備通貨」としてのドルの使用に対する一般的疑問が理論的に裏付けられていった一連の過程とそこに介在するジレンマを説明しているに過ぎないのである。これをどのように解すればよいのだろうか。少なくともいいうると思うことは、ハロッドがかかる側面からの「理論」(ジレンマ論)を積極的に取入れて主張したとはいえない、ということであろう。それに対して、最初の二つの章での議論は、ハロッド自身の積極的主張であったことを想起しなければならない。そこで示されたハロッドの基礎的な考察からすれば、ここでのドル問題の「理論」は明らかに次元の異なるものであろう。だがハロッドは別の面でドルの出現を評価し、ドル問題にむしろ好意的見解をもっているようでもある。

われわれは、I、II両章に展開された議論を第一論理とし、本章で詳述された現実的接近からの理論化過程、それによって生じた「理論」を「第二論理」とかりに名付けることにして、次章において両論理のもつ意味を検討することにして。

(なお通常「第二論理」をもって、ドル問題が論じられているように思われるので、これを私は「ドル問題」の形で表現した。)

IV 「ドル問題」の位置づけ

以上、ハロッドの議論を私なりにⅠ、Ⅱ、Ⅲの章別に整理し、詳細な紹介を、若干私なりの補足的議論をまじえて行なってきた。

かかる議論を基底に踏まえて、本章ではドル問題をどのように考えるかについて未熟ではあるが、ひとつのノートとして私なりの見解を必要な範囲に限り展開しておこう。(ということはドル問題にまつわる多くの関連事項について逐一ふれていると、ドル問題そのものもつ意味、性格があいまいになると思われるからである。)まず第1論理、「第2論理」それぞれの要約を行ない、次いで「第2論理」の問題点に言及する。そしてそののちにかかる見解からふり返ってハロッドの議論をどのように評価するかについていくらかの言及を行なうことにしよう。

1. 第1論理

まずあらかじめ、先に第一論理としたものの内容を簡単に示しておくとして、第1には、基金協定に関する分析が意味するものとして、「特別の地位」としてのドルに対するかなり否定的な(全面的にはなくとも)見解があげられる。第2には、準備通貨性の程度に関する分析が意味するものとして、ドルは部分的にしか「準備通貨」たりえず、基礎的には、または少なくとも主要国では「準備通貨」ではないということの確認があげられる。なお、ここでひとつ断わっておかなければならない。すなわち、第1に対しては、アメリカが現実に金を自由に売買してきたことの意味が、第2に対しては、現実には主要国が「準備」としてドルを蓄積したことの問題が、「特別の地位」としてのドルおよびドルの準備通貨性に対して積極的評価を下す立場から反論されるものと思われるが、これらの問題に対する私なりの解答は以下の議論においておのずから明らかになるであろう、と。

さてⅠ、Ⅱで示された基礎的考察(第1論理)は何を意味するか。それはどういう帰結に導くか。これはすでにⅠ、Ⅱのところの一部論じたところであるが、これらを含めてこの論理のもつ筋道をいくらか補足も加えてたどるのが便利であろう。

ドルは形式的にはともかく、実質的には協定上、「特別の地位」に立ちえないし、またその準備通貨性の程度は部分的でしかないのだから、その当然の帰結としてアメリカは他

の諸国と同様に国際収支赤字の調整負担問題に逢着せざるをえない。他の諸国にくらべて調整負担の程度が軽くて済むということももちろんいえないのである。膨大な金準備の保有といえども、収支赤字の継続はかかる第1論理的考察の線上でみれば金準備の直接的ないし実質的減少を意味する。したがって調整負担は不可欠の問題なのである。そして一定の金の直接的または実質的再配分のもとで、世界の総準備の不足傾向ないしそのいっそうの悪化の懸念が生ずれば、そこでこそ、各国の利害関係をこえた準備創出問題の積極的、協力的検討がなされるべきだし、また多分それは可能であつたらう。ハロッドが早期に主張していた金価格引上げ論はこの観点から評価できないものであろうか。

第一論理からの詳細な議論は今後の研究にゆだねなければならない。

2. 「第2論理」

だが現実はどうであったか。ドルはアメリカが現実自由に対外公的機関に対して金を売買したことおよび初期においてその他諸国はそれだけの準備能力をもたなかったこと等によって協定上の問題とはかかわりなくかなり特別の地位に立ったかの概を呈し、そしてまた実際に諸外国中央銀行によって「準備」として（主要国では「準備」であるかの如きものとして——「準備」そのものとしてではないことに注意）蓄積されている状況から「準備通貨」であるかのような趣を呈した。「第2論理」はこの点に重点をおいてドルの準備通貨性の側面を強調し、したがって準備不足のドルによる補完という意味づけを行なうのである。（この点がジレンマの反面——アメリカが収支赤字を終わらせると、それまで供給されてきた「準備」の主要な源泉がなくなり、世界は準備不足に陥る——に密接に結びついていることに注意すべきだろう。）

アメリカの国際収支赤字の継続は一部は金で、他は他国の「準備通貨」としてのドルの保有によってまかなわれた。金準備は、現実には赤字の大きさにくらべてそれほど減少しなかった。このことはアメリカの赤字調整負担の問題への認識をおくらせた。そのためにいわゆる対外短期ポジションの悪化（金準備の実質的減少）のもとに、いわゆるドル不足からドル過剰への転換が急激かつ劇的に生じ、かかる状況の急進展が「準備通貨」としてのドルの使用に対する一般的疑問をひきおこし、アメリカの収支の動向によって「準備」の増減が左右されるいわゆるジレンマ論が急速に理論化されていった。つまり現実発生している諸問題から理論化の方向をたどつたのである。（ここで注意すべきは、対外短期ポジションの悪化がかかる問題に結びつく理由——つまりドルが、「準備通貨」としての

基礎的な裏付けのない「準備通貨」的外観を呈していることの問題、あるいは金の自由売買の側面からいえば、金の裏付けをもつ範囲内でのみひとまず「準備通貨」としての意味をもつと解されていることの問題——についてであろう。「準備通貨」の供給に関してはその一般性を、「準備通貨」の危機に関してはその限界性をあげてジレンマとされる通説には問題があろう。この点は次節で述べる。）

アメリカのポジション悪化は、ドル切下げ懸念に結びつき、これをくいとめなければならぬことが認識されるようになった。つまりかかる現実の問題から赤字を終わらせる必要が生じた。しかしそれはそれまで準備不足を補充してきた「準備通貨」としてのドルの供給を止めることとなり、将来の問題として準備が不足する懸念が生じた。そしてここに国際通貨改革問題の議論が賑々しく登場したのである。しかし現実の問題と将来の問題とで評価が異なり、改革問題の方向において動揺が生じたのである。

3. 「第2論理」の問題点

上述において指摘したように、現実にはアメリカが金を自由に売買していること（またはその他の事情）から、ドルは「準備通貨」的性格を有し、そのためにアメリカの赤字は金準備よりも、むしろドルによってまかなわれ、諸外国でそのドルが蓄積された。このことがアメリカの赤字調整負担の問題をあいまいにさせてきた。まずこの点について述べよう。

ハロッドはこのドル蓄積の原因の追求に苦悶している。それは、おそらく「準備通貨」としてのドルについてその限定性を厳密に考えていることによるのであり、この厳密な解釈はいささかも揺るがせにすべきではないように思われる。だがその原因の追求において問題がありはしなかつただろうか。ハロッドはもっぱらヨーロッパの観点で、これをとらえようとしている。しかしアメリカの観点からこれをとらえたらどうなるか。私はアメリカにおける自らの収支赤字に対する配慮の欠如としてこれを考えたい。ドルの蓄積にもかかわらず、収支の継続的悪化はポジションの継続的悪化に結びつくのだから、当然、収支調整への配慮、考察が不可欠だったのである。アメリカはそれを怠ったのである。ドルの蓄積はただこの怠慢を助長させる要因だったにすぎない。そしてヨーロッパ諸国は、ドルの金交換条項を信頼して慢然とドルを蓄積していたのではないだろうか。ヨーロッパ諸国がこの点の異常さ——アメリカも当然収支節度をもっているものと考えていたのに、現実には赤字が継続してドル蓄積が急増していったこと——に気付きはじめたとき、ヨーロッパ

擧国はその精算を求めようとしたのである。以上の点ははっきりと確認しておく必要がある。そしてもしこれについてアメリカ側の配慮が十分であったならば、おそらく当然のコースとして準備不足問題の真の所在への認識（つまり第1論理の線上での考察）に結びつき、赤字調整を有効ならしめるとともに自らのイニシャティヴのもとに準備供給問題への世界的検討へ進むことができたであろう（たとえば金価格の引上げやIMFのケインズの再編成など）ということをつけ加えておく必要があろう。

以上の問題、つまりドル蓄積の原因（収支赤字の原因についての検討はここでは行なわない。）がアメリカの収支赤字調整負担への認識の欠如ないし故意の怠慢ないし世界に対する「準備」供給国だとするある種の驕慢にも似たものにあつたのではないかということこそが、既述の現実の問題と将来の問題との評価とその扱いにおいて、アメリカと大陸ヨーロッパ諸国との間に、形を変えつつ非常に長びく対立・混乱をもたらすみなもとではなかったか。第1論理の方向で十分な考察と対処がなされていたならば、かかる陥穽にはおちこまなかったであろう。

かかる「第2論理」の諸問題をもたらした根源に立ち返るならば、おそらくそれは「準備通貨」の意味のあいまい性にゆきつくように思われる。

次にこの問題について若干の論点を提示しておきたい。（ここではジレンマ論者を念頭において述べられるであろう。）

「第2論理」の要はいわゆるジレンマ論であり、それは一面で収支赤字継続→ドル信認問題→調整負担と他面で赤字停止→準備不足問題という二つのコースを設定するものである。この場合、第1のコースでは、準備通貨性への一般的疑問、その限界があつて準備通貨性の程度そのものが怪しいものとされる。この限界性の指摘は次に述べる第2のコースとの関連で十分に注意しておく必要がある。それはさておき、ここでは準備通貨性への一般的疑問の根拠について第1論理と異なることを挙げておかなければならない。第1論理ではアメリカの膨大な保有金準備額に関わらず、ドルの準備通貨性の程度とその限界が厳密に設定されているのに対し、「第2論理」では金準備額と対外短期債務との関係、その悪化をもってその限界が現われるとされるのである。「第2論理」では、そのために対外短期ポジションの良好から悪化へという状態変化をもたらす「ドル問題」が極めてドラマティックに浮彫されることになる。しかしにもかかわらず、準備通貨性の限界における根拠を

把握する点での上述の差異は明確にとらえられなければならない。これが第1点である。

第2に、(この点が最も重要な問題と思われるが、) すぐ上で示したように、ジレンマ論は一面で準備通貨性の限界を指摘しながら、他面で赤字停止は「準備」不足をもたらすとしている点が問題となろう。すでに「準備」として限界性が明示され、したがってこの「第2論理」の根拠によってももはや「準備通貨」とはいえなくなっているドルが、ジレンマ論の第2のコースの議論では、アメリカの赤字停止→「ドル」供給停止→「準備」不足とされて、なおも「準備通貨」であるかのようにとらえられているのである。すなわち前の場合には「準備」の限界性としてとらえられるドルが、後の場合にはなおも「準備」の一般性としてとらえられているのである。これは明らかに矛盾であろう。本来、異質の次元にあるものが、どうしてジレンマ論としてひとつに結びつけるのか。

本来的に、準備不足として厳存するもの(もしそれがあるものとして)を、かかるものとして把握せずに、準備不足をアメリカの国際収支の赤字停止にかかわらしめた方法には重大な問題があったといわなければならない。かかる把握方法における背後の「意図」の有無はここでは問うまい。ともかく、以上のような問題性をそれ自体として内包していたことこそ「準備通貨」としての一般性を設定する第2のコースをむしろ積極的に評価してドル以外に主要な「準備」の源泉がない以上、問題はあってもなおも「ドル」供給に「準備」を依存すればよいとする基盤を醸成した、ということはいえるであろう。準備増強が先か調整が先かといった米欧間の根強い意見対立、混乱がここに関連していることはいうまでもない。(そして、そのことが、今日、調整の問題に大きな影響をもたらしていることは十分注意されてよいだろう。)

第3に、さらにジレンマ論の帰結として、「準備通貨」としてのドルの使用に対する一般的疑問からかかるドルの使用を停止すべきことが提起される点にも問題があろう。第1論理における限定された準備通貨性の意味から考えるならば、ドルは部分的にとくに開発途上国において「準備通貨」として残る可能性がある。ハロッドにしたがえば、それは歴史的な過程として、ドルを「準備」として保有する中央銀行の基礎的必要性と動機によってきまるであろう。この意味では、「準備通貨」としてのドルの使用を全面的に否定しようとしても、余程の強力が協力が伴わない限り、とても無理なことであろう。この点も見逃してはならないものと考えられる。(以上の論点は、「準備」が通常、「流動性」の概念からとらえられた点と結びついているように思われるが、ここではこれ以上述べない。)

かくして「準備通貨」は厳密に解されなければならない。そしてハロッドが厳密な形で示したような「準備通貨」についての基礎的考察を出発点として、すなわち先述した第1論理の如き筋道で諸問題に対する解明が深められるべきであった。それに対して、「第2論理」の方では、現実には生起しているドル蓄積の問題から「準備通貨」としてのドルの使用への疑問に結びつけたこと自体はひとまずユニークなものであったが、この理論的裏付けがジレンマ論であったために、この「論理」は一方の局面で「準備通貨」の供給の積極的評価、したがって裏を返せば、収支赤字継続の評価を内蔵することとなり、先にみたような意味でのアメリカ自身のそれまでの収支赤字に対する配慮の欠如の認識がないか、あっても微弱かあいまいなものにすぎない点を積極的に衝きえない本源となったのである。かかる状況のもとでの米欧間の意見対立は見やすい道理であろう。ヨーロッパ大陸諸国はこの点に関して直覚的に感じとっていたように思われる。

4. ハロッドの立場

最後にハロッドの立場はいかなるものであろうか。暫定的に以下のように述べておこう。ハロッドはどの論理にもふれ、その深い理論的考察にもかかわらず、一面ではドルを「準備」として世界が受け取り続けるのもそれ自体としてはそれほど問題ではないとする「第3論理」（もしあるとして。この場合ドル問題は消滅する）をも評価しているかのような論述を与えている。さらにそれと関連をもつが、現実としては「第2論理」において、その偏狭な考えよりもより広い観点の方に傾いているかのようでもある。これらをどのように解すればよいのだろうか。基礎的視角の設定から出発して現実の諸問題からのインパクトをひとつひとつ理論的次元で順次とらえつつ、積み上げ、修正させて一貫させているかのような印象が全体の議論の流れから強く受けとれる。そうだとすれば、基礎的視角の設定の上に現実の諸動向、一定の力関係のもとでの諸々の修正、多様な方向の可能性をそこに見出している、その限りではハロッドの議論の相互間に何ら矛盾がないものと解することができるかもしれない。これについての妥当性の問題はなお今後の研究によって追求してみる必要がある。しかしただ一点つけ加えておく必要のあるのは、かかる解釈はどうかあれ、ハロッド自身としては、かれの基礎的視角からその持論である金価格引上げ論に結びつけているのではないか、ということである。われわれはこのようにハロッドを解し、その意味において第1論理につながると思われるかれの議論を十分に検討して、再評価を行なわなければならないと考える。これらはすべて今後の研究にゆだねなければならないのである。

(1) Roy F. Harrod, *Money*, 1969.

下線は原著イタリックスの部分を示す。

引用文中の〔 〕は引用者がとくに入れたもの。

(2) 主なものとして次の二つをあげておく。

R. Triffin, *Gold and the Dollar Crisis*, 1960.

Report of 32 Economists (F. Machlup, et al.), *International Monetary Arrangements. The Problem of Choice*, 1964.

(3) 現行制度の意味は、ハロッドも断わっているように1968年3月16日以前(つまり金二重価格制成立以前)までの制度を指している。

(4) 「第3節 平価による相場を基礎とする外国為替取引」(堀江薫雄『国際通貨基金の研究』P.271.参照。ただし本稿引用文では一部技術上の手直しがなされている。以下同じ。)

(5) 「第2節 平価を基礎とする金の買入れ」(堀江, 前掲書, P.271.)

(6) ジェノア制度を「金為替本位制」だとする説が最近の論争的著述にみられるが、これは余りにも誇張しすぎである。この表現は、準備の全部または主要部分を金ではなく、外国の金本位通貨でもつ国にのみ用いられるべきである。(Harrod, *Money*, P.100.)

(7) 「第4節 外国保有残高の交換可能性」(堀江, 前掲書, pp.277~278.)

(8) ポンド保有者がもはやそれ以上外国通貨を引きおろさなかったという事実は、かれらがもはや強制 (*force majeure*) によってポンドを保有するのではなく、便宜性というかれら自身の動機によってポンドを保有したということの意味するのである。(Harrod, *Money*, P.137.)

(9) 拙稿「ハロッド『貨幣』における国際不均衡の調整問題について」(経済学会雑誌2-3.)参照。

(10) 第4条「第5節 平価の変更」(堀江, 前掲書, P.271.参照)